第２号中「別表第一行政職俸給表(一)の２級」を「別表第一イ行政職俸給表(一)（以下単に「行政職俸給表(一)」という。）の職務の級２級」に改める。

第３号中「別表第一行政職俸給表(一)の４級」を「行政職俸給表(一)の職務の級４級」に改める。

第４号中「表第一行政職俸給表(一)の４級」を「行政職俸給表(一)の職務の級４級」に改める。

別表中「仙台入国管理局首席審査官」を「仙台東京入国管理局首席審査官」に、「名古屋入国管理局首席審査官（審判担当）」を「名古屋入国管理局中部空港支局審査官（審判担当）」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年10月１日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百三十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）及び勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

第三十二条第五号ヘ中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改め、同号ト中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項（第四号を除く。）」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、第三十二条第五号トの改正規定は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三百三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十七年十月十日から平成二十七年十月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　二十五人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州

○総務省告示第三百三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度地対艦ミサイル実射訓練部隊（その一）

二　国外派遣期間　平成二十七年十月一日から平成二十七年十月十七日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第三百三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度地対艦ミサイル実射訓練部隊（その二）

二　国外派遣期間　平成二十七年十月十六日から平成二十七年十月二十四日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第三百三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度地対艦ミサイル実射訓練部隊（その三）

二　国外派遣期間　平成二十七年十月二十三日から平成二十七年十月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第三百三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度ホーク・中ＳＡＭ実射訓練部隊（その一）

二　国外派遣期間　平成二十七年十月五日から平成二十七年十月十九日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第三百四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度ホーク・中ＳＡＭ実射訓練部隊（その二）

二　国外派遣期間　平成二十七年十月十九日から平成二十七年十一月二日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第三百四十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○総務省・経済産業省・国土交通省告示第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）及び勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第一号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

経済産業大臣　宮沢　洋一

国土交通大臣　太田　昭宏